

住宅改修費の受領委任払制度について(事業者向け)

介護保険適用の住宅改修費の給付方法は、今まで利用者が改修費用の全額を負担したのちに市から9割、8割または7割相当分を利用者に対して支給する償還払い方式で行っていました。

平成29年10月1日から、これと併せて受領委任払方式での支給を実施いたします。

①受領委任払とは…

住宅改修の施工事業者と利用者の合意のもと、施工事業者は利用者から対象となる住宅改修費用の1割、2割または3割相当額を利用者の負担分として受け取ったうえで、償還払いにおいて利用者に支払われていた9割、8割または7割相当額を利用者に代わり受領するものです。

これにより、利用者の一時的な経済的負担が軽減されます。

利用者が受領委任払制度を利用しようとしたときには、あらかじめ市に登録した受領委任払制度を取り扱うことのできる登録事業者から住宅改修をしてもらう必要があります。

②受領委任払の開始日

平成29年10月1日以降に事前申請をした住宅改修に係る住宅改修費について、受領委任払による支給を可能とします。

③住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録

受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に燕市への登録が必要になります。登録には、福祉住環境コーディネーター2級以上や介護支援専門員などの資格を持った方が事業所内に所属していることが条件となります。

登録を希望する事業者は以下の書類を長寿福祉課へ提出してください。

- (1) 住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書
- (2) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払いに関する誓約書
- (3) 有資格者の資格を証明するものの写し

事業者登録は平成29年10月1日から行うことができます。

登録事業者については、長寿福祉課窓口および燕市ホームページ上で確認ができるようにします。

④住宅改修費受領委任払取扱事業者の変更・廃止・休止・再開・辞退

登録内容に変更がある場合は、速やかに「住宅改修費受領委任払取扱事業者変更届出書」により届出を行ってください。

登録を廃止・休止・再開・辞退する場合には、「住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書」により届出を行ってください。

⑤受領委任払ができる利用者の制限

次のいずれかに該当する場合、受領委任払は利用することができません。
(事前申請後にいずれかの状態になった場合については、受領委任払による支給ができなくなります。償還払いへ切り替えてください。)

- (1) 介護保険料を滞納している場合
- (2) 事業所に対する支払時点で、要介護認定の申請中であるため、要介護度が決定していない場合
- (3) 事業所に対する支払時点で、病院等に入院または介護保険施設等に入所しているなどにより、改修する自宅に居住していない場合。

⑥受領委任払の流れ

受領委任払を利用することについて登録事業者と利用者の中で合意した場合、次の手順により手続きを行ってください。

1. 利用者(家族)・ケアマネージャー等と登録事業者の間で協議を行う。

2. 事前申請

改修工事前に次の書類を長寿福祉課へ提出してください。

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請確認依頼書兼確認書(受領委任払用)
- ②住宅改修が必要な理由書(ケアマネージャー、福祉住環境コーディネーター2級以上、理学療法士等の資格を持った人が作成したもの)
- ③介護保険住宅改修の対象となる部分について確認できる工事費見積書
- ④住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真。その他、工事箇所が確認できる図面等
- ⑤住宅の所有者が利用者本人でない場合、住宅の所有者の承諾書

3. 事前申請後確認書発行を受けただうえで、改修工事を行う。

4. 改修工事完了後、利用者負担額(1割または2割)を受領する。

施工事業者は住宅改修の工事が完了したら、介護保険対象分の改修費用に

1/10、2/10または3/10を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）と、介護保険対象外分を利用者負担額として利用者から受領します。

5. 事後申請

施工事業者を利用負担額が支払われたのち、次の書類を介護保険係へ提出し、申請を行ってください。

- ①住宅改修に要した費用に係る領収書(原本)
- ②工事費内訳書
- ③住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真

※領収書には以下の事項を記載してください

(ア)領収日

(イ)宛名は利用者名(認定を受けている本人)

(ウ)施工事業者の名称

(エ)利用者負担額の領収額介護保険対象額(10割)

介護保険対象分と非対象分を合わせて領収額記載するようであれば、工事費内訳書にて対象分の確認がとれること、また領収書に介護保険の対象となる金額の記載があることが条件です。

「利用者負担額」の計算の例

- 1円未満の端数は切り上げます

例1) 対象となる工事費が 45,678 円の場合 (1割負担利用者)

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 45,678 \text{ 円} \times 1/10 = 4,567.8 \text{ 円} \\ &\approx 4,568 \text{ 円} \end{aligned}$$

給付額 = 45,678 円 - 4,568 円 = 41,110 円 が、事業所へ振り込まれます。

- 同時に介護保険住宅改修の対象とならない工事を行った場合は、対象額の自己負担分に加えて、対象とならない工事額のすべてを利用者負担額とする。

例2) 対象となる工事が 123,456 円、対象とならない工事が 89,123 円だった場合 (1割負担利用者)

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= (123,456 \text{ 円} \times 1/10) + 89,123 \text{ 円} = 12,345.6 \text{ 円} + 89,123 \text{ 円} \\ &\approx 12,346 \text{ 円} + 89,123 \text{ 円} \\ &= 101,469 \text{ 円} \end{aligned}$$

給付額 = 123,456 円 - 12,346 円 = 111,110 円 が、事業所へ振り込まれます。

- 本人の介護保険住宅改修費の対象残額を上回って工事を行った場合

例3) 過去に78,895円分の住宅改修工事を行い、給付を受けたことがある利用者に対し、
住宅改修対象工事250,000円の改修工事を行う場合。

支給限度基準額の残額 = 200,000円 - 78,895円 = 121,105円

支給限度基準額を超える対象工事費 = 250,000円 - 121,105円 = 128,895円

利用者負担額 = (121,105円 × 1/10) + 128,895円 = 12,110.5円 + 128,895円
 ≒ 12,111円 + 128,895円
 = 141,006円

給付額 = 121,105円 - 12,111円 = 108,994円 が、事業所へ振り込まれます。

支給限度基準額を超える住宅改修工事費用は、住宅改修費の対象とはなりません

領収証は以下の事項を記載してください。

(領収証の例一例2の場合)

領 収 証		平成 29 年 11 月 1 日
燕 かいご 様		
金 額	¥101,469-	
但し 住宅改修費の利用者負担額 (保険対象1割分12,346円、対象外工事89,123円)として 上記正に領収いたしました。		
		販売事業者名 印

(領収証の例一例3の場合)

領 収 証		平成 29 年 11 月 1 日
燕 かいご 様		
金 額	¥141,006-	
但し 住宅改修費の利用者負担額 (保険対象1割分12,111円、対象外工事128,895円)として 上記正に領収いたしました。		
		販売事業者名 印

⑦住宅改修費の支給について

利用者から提出された申請書を受け付け後、以下の手順により施工事業者に対し住宅改修費が支給されます。

(1) 支給決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合に保険給付分（9割、8割または7割）の支給額を決定し、事業者に対して「住宅改修費支給決定通知（受領委任）」を送付します。

(2) 住宅改修費の支払い

燕市から住宅改修受領委任払取扱事業者の指定口座に、対象者が委託した住宅改修費支給額を振り込みます。

※申請書類に不備があった場合や、工事内容に疑義が生じた場合は、支給決定通知書等の発送や事業者への支払いが遅れることがあります。

《お問い合わせ先》

燕市役所 長寿福祉課 地域支援相談係
燕市吉田西太田1934番地
電話 0256-77-8157（直通）
FAX 0245-77-8138
e-mail choju@city.tsubame.lg.jp